

月報私学

10

2022
VOL.298



ホップこども園は、昭和31年創立の新潟県見附市の認定こども園です。遊具ゾーンの園庭、運動ゾーンのグラウンド、自然ゾーンの森はいろいろな発見ができる環境にあります。森棟の榎や樺の巨木は、そっと子どもたちを見守っています。

写真提供 学校法人聖尚学園 ホップこども園（新潟県見附市）

CONTENTS

● 令和5年度 私学助成関係予算の概算要求	2
● 令和5年度 専修学校関係予算の概算要求	4
● 連載⑥ 魅力あふれる学校づくりを目指して「天使の森ではじめの一步」	6
● 令和4(2022)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向	8
● 令和4年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点等について	10
● 私立大学等経常費補助金Q&A	12
● 令和5年1月から被扶養者認定申請書にかかる添付書類が一部省略できます	13
● 令和4年10月からの基準利率及び年金現価率(退職等年金給付)／ 私学共済ホームページリニューアルのお知らせ	14
● 令和4年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集	15
● 被扶養者認定申請事例(子どもの認定)	16
● INFORMATION	18
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	20

令和5年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところ です。

令和5年度概算要求は、令和4年7月29日に閣議了解された「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき行われ、文部科学省としては、デジタル化等の大きな社会変革の波の中、創造性を発揮して付加価値を生み出していくには、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」の拡大が極めて重要であるとの考えのもと、教育、科学技術をはじめ、スポーツ・文化芸術の振興など「未来への先行投資」として、令和5年度概算要求を8月31日に財務省に提出しました。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助の令和5年度概算要求においては、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育の質の向上や地域への貢献及び研究力の強化等に取り組む私立大学等に対する支援を強化することとしています。

一般補助では、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分を実施することとして、対前年度20億円増の2786億円を要求しています。

また、特別補助では、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、対前年度26億円増の235億円を要求しています。

主な事項として、まず、「私立大学等改革総合支援事業」については、「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、社会実装の推進など、特

私立大学等の改革の推進等

～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～

令和5年度要求・要望額 4,401億円 + 事項要求
(前年度予算額 4,094億円)



私立大学等経常費補助 3,021億円 (+46億円)

- 一般補助 2,786億円 (+20億円)**
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援
○教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進
- 特別補助 235億円 (+26億円)**
「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援
○私立大学等改革総合支援事業 115億円 (+3億円)
特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
○研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 131億円 (+11億円)
基礎研究を中心とする研究力強化等や、大学院等の機能高度化を支援
○私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 8億円 (+1億円)
AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及展開を支援
○大学教育のDXによる質的転換支援 5億円 (新規)
デジタル技術の活用により、学修データの可視化及び学修者本位の学びへの転換や、対面授業とオンライン学習の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援
○教育研究活動の拡充・展開に協働して取り組む大学等支援 2億円 (+1億円)

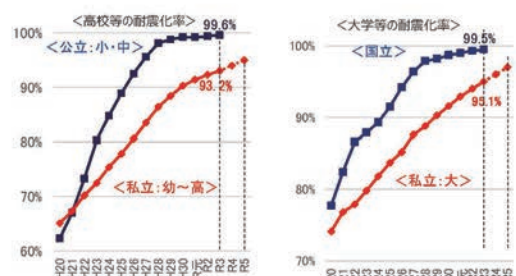
私立学校施設・設備の整備の推進 329億円 (+230億円)

- 耐震化等の促進 162億円 (+117億円)** (そのほか、国土強靭化関係は事項要求)
○「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の3年目として、校舍等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援
- 教育・研究装置等の整備 167億円 (+113億円)**
○私立大学等の施設環境改善整備費 72億円 (+64億円)
安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援
○私立大学等の装置・設備費 79億円 (+46億円)
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援
○私立高等学校等ICT教育設備整備費 17億円 (+4億円)
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額） 600億円(うち財政融資資金 279億円)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,052億円 (+32億円)

- 一般補助 870億円 (+17億円)**
都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○幼児児童生徒1人当たり単価の増額
○幼稚園教諭の人材確保支援
- 特別補助 149億円 (+13億円)**
建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援
○個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
○特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援
- 特定教育方法支援事業 33億円 (+2億円)**
○特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援



出典：私立学校耐震改修状況調査(13年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を基にした推計値)
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、対前年度3億円増の115億円を要求しています。

また、基礎研究を中心とする研究力強化や、優秀な若手研究者や女性研究者の支援等を強化するため、研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援に131億円、AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及支援に8億円を要求しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度46億円増の3021億円を要求しています。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

令和5年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価の増額を図るとともに、特別補助では、個別最適な学びを目指した学習環境の整備として、ICT教育環境の整備や、特別な支援が必要な幼児の受け入れを

行う幼稚園に対する支援等を充実することとしています。さらに、家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免による支援について、引き続き要求しています。

このほか、過疎高等学校特別経費や、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き要求しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度32億円増の1052億円を要求しています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。特に、東日本大震災や熊本地震など過去の教訓等を踏まえ、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急に私立学校施設の耐震化完了を図る必要があります。

このため、校舎等の耐震改築及び耐震補強や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援するため、施設整備等に対する支援として162億円（私立学校施設高度化推進事業費補助の一部を含む）を要求して

います。このほか、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（うち、加速化・深化分）」については、事項要求（予算編成過程で検討）しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業や私立大学附属病院の建て替え整備事業に対して利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても、5億円を要求しています。

さらに、教育・研究装置等の整備として167億円を要求しております。このうち、私立学校の安全・安心な生活空間の確保に必要な、感染症対策として実施する空調・換気設備、トイレのドライ化、バリアフリー化、施設の高機能化（校内LAN整備など）及びエコ改修等の整備に対する支援として、72億円を要求しています。

また、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備に対する支援として、79億円を要求しています。そのほか、私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する支援として、17億円を要求しています。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体は、対前年度230億円増の329億円を要求しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の令和5年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院等の建て替えなどの施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金279億円を要求しています。



令和5年度 専修学校関係予算の概算要求

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室

令和5年度の専修学校関係予算の概算要求では、①専修学校教育の振興に資する取組、②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組、③専修学校への修学支援に資する取組の三つを柱として、多様な振興策に要する経費を要求しています。

①専修学校教育の振興に資する取組事項は次のとおりです。

「専門職業人材の最新技能アップデイトのための専修学校リカレント教育推進事業」

専修学校におけるリカレント教育の充実に向け、専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデイトできるリカレント教育コンテンツを作成するとともに、企業や業界団体等を通じてそのコンテンツの情報提供や講座の紹介等を行うことにより、専修学校のリカレント教育講座が安定的・持続的に受講者を確保できる体制を構築し、それをモデルとして普及するための取組として新たに経費を要求しています。

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」

デジタル人材養成・確保の一層の推進を図ることを目的に、専修学校において効率的にデジタルスキル等を学ぶため、各業界・分野において、産学官が連携し、必要な技能や知識を明らかにしたうえで、効率的にそれらを生徒が身に付けられるようなモデルプログラムの構築をする取組について、箇所の拡充を要求しています。

また、社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫的教育プログラムを開発するモデルを構築するとともに、高等専修学校の学びのセーフティネット機能の充実強化に引き続き取り組むために必要な経費を要求しています。

「専修学校における先端技術利活用実証研究」

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新たな危機に備え、対面授業が実施できない環境においても、専修学校教育における実践的な遠隔教育を実施するためのモデルを構築するなど、専修学校教育における職業人材の

養成機能の強化・充実に向けて、必要な経費を要求しています。

「専修学校留学生の学びの支援推進事業」

留学生が渡日できない状況にあって、母国で学びを開始できる環境整備から来日後の残りの学修や就職支援までをトータルパッケージで支援する仕組みの構築のための経費を要求しています。

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、教員マネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取組の推進に係る経費を要求しています。

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」

効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行い、引き続き専修学校の魅力の効率的な広報・発信を実施するため、必要な経費を要求しております。

「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」

意欲と能力のある専門学校生が新型コロナウイルス感染症の影響も含めた経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について、総合的な検討を引き続き実施するために必要な経費を要求しております。

②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組事項は次の通りです。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

各専門学校が授業を継続していくために必要となる対策に係る経費を補助するための経費、学校施設や非構造物材の耐震化工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を要求しています。

③専修学校への修学支援に資する取組事項は次の通りです。

専修学校への修学支援に資する取組

真に支援が必要な低所得者世帯の子ども達に対する修学に係る経済的負担の軽減の実施に必要な経費を引き続き要求しています。



文部科学省

令和5年度 専修学校関係概算要求

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

23億円 (21億円)

【人材養成機能の向上】

新規 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業 4.0億円 (新規)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

拡充 専修学校による地域産業中核的人材養成事業 12.0億円 (9.8億円)

中長期的に必要となる専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

〔 ・学びのセーフティネット機能の充実強化 / ・専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証
・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム 〕

☆ 専修学校における先端技術利活用実証研究 3.4億円 (6.9億円)

産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等において、新型コロナウイルス感染症の影響下等、遠隔教育をソフト面から支えるモデルを開発し、新たな教育手法の普及促進を図る。

☆ 専修学校留学生の学びの支援推進事業 1.7億円 (1.7億円)

新型コロナウイルス感染症の影響下で留学生が渡日できない状況にあっても、質の高い学びを開始・継続可能な専修学校留学生の総合的受入れモデルの構築。

【質保証・向上】

☆ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.4億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じ、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

14億円 (5億円)

☆ 私立学校施設整備費補助金 10.2億円 (3億円)

教育装置、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金 4.2億円 (2億円)

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

専修学校への修学支援に資する取組

— 億円 (293億円)

☆ 高等教育（私立専門学校分）の修学支援の着実な実施（内閣府計上）等 — 億円 (293億円)

低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金（内数） 4,114億円 (4,114億円)

○ 高校生等奨学給付金（内数） 162億円 (151億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業（内数） — 億円 (1,015億円)

※ 貸与型無利子奨学金（一般会計）分

○ 国費外国人留学生制度（内数） 184億円 (184億円)

※ このほか、専修学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を事項要求。

(注) 予算額が「—」のものは事項要求。

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 68

「天使の森ではじめの一步」

学校法人聖尚学園

認定こども園ホップこども園 主幹保育教諭 宇野 南海

◆初代園長の蒔いた「種」

当園は創立66年の歴史ある園です。令和3年4月に「認定こども園 今町天使幼稚園・えんぜる保育園」より「幼保連携型認定こども園 ホップこども園」に名称を改めました。「ホップ」の由来となったのは、初代園長のカトリック司祭ウエルヘルム・ホップ氏です。ホップ神父様は、この園の始まりの種を蒔きました。その種が芽吹き、大きく育ったことへの喜びと感謝をこめました。

また、これから生きる子どもたちは「ホップ・ステップ・ジャンプ」と大きく羽ばたいていきます。園はのはじめの一步「ホップ」を担う場です。家庭を出てから初めての一步、すべての教育の第一歩を大切にしたいという思いから名付けました。

◆天使の森

新潟県中越地方に広がる田園地帯、その中の住宅街に当園は立地しています。創立時から、グラウンドの向かいには小さな森が広がっていました。森の美しい緑があり、そこに集まる鳥たちを憧れながら眺めていたものでした。



大木に包まれるように建つ「森棟」

平成から令和の時代に差し掛かる頃、幸運なことにその森を所有できる機会に恵まれました。ぜひこの森を子どもたちのためにという多くの皆様のお力添えのもと、令和2年10月に「ホップこども園森棟」を竣工しました。

◆森の園舎「森棟」

「森棟」では主に年長児が日々を過ごしています。朝は本棟（通称「天使棟」）に登園し、園庭の聖母マリア像に「行ってきます」と挨拶して「森棟」

に向かいます。徒歩1分程度の道ですが、どんな天気の日も、自分の荷物を持って立派に行き来しています。登降園は自家用車での送り迎えが大半の園児たちにとって、良い刺激と貴重なルーティンになっています。

森を整備する計画を立てた時には、本当にワクワクして夢が膨らみました。当初は森の中に休憩用の東屋、またはログハウス、あるいはツリーハウスなどの案もありました。あれもやりたい、これもやりたいと話合っているうちに、森の中に本格的に活動の拠点を築くこととなりました。そして鉄骨作りの平屋建て、三つの保育室（うち一つは子育て支援室）を備える園舎となりました。森とつながるピロティ、木立の中の外階段、樹上に居るかのような屋上で、森との調和を重視し、樹木の伐採も最小限に抑えたいという私たちの思いが実現された森と園舎になりました。

◆森と子どもたち

森に入ると緑に囲まれ、爽やかな風と空気が感じられて、本当に気分がスーッとします。子どもたちは森で、風、太陽の光、葉の揺れる音、花や草の匂いなど五感を使い、たくさん「もの」を感じています。すると自然と好奇心が高まるのか、「知ってみたい」「やってみよう」との声があちらこちらから出てきます。子どもも発信でスタートすると、自分たちで考えて

行動する雰囲気ができます。うまくいかないこと、失敗することもあります。挑戦する、失敗する、自分で考える、解決する、また新しい事を探し挑戦する、というサイクルをたどり、子どもはどんどん成長していきます。

森と密着して生活している年長児になってからの子どもたちの変化や成長には著しいものがあります。保護者の方からも、「虫嫌いだったが、怖がらなくなった」、「自然の中で発散して帰ってくるようで、家ではおだやかに過ごしている」、「森での発見、経験をよく話す」などの声を聞きます。虫が怖くて逃げていたのに、卒園する頃には、虫取りが大好きで、将来の夢が「虫博士」になったお子さんもいます。森との出会いは、子どもたちに新たな輝ける場所と可能性を与えています。

◆自然を愛する子どもたち

自然と接する子どもたちの様子を見ると、自然を愛した聖人として今も広く崇敬されるアッシジの聖フランチェスコの生き方と通じるものを感じます。生きとし生けるものを慈しんだ聖フランチェスコは、森に暮らし、自然そのものと深く心を通わせていました。子どもたちも森と自然が大好きです。自然と対話し、まっさらなみずみずしい感性でいろいろな発見をしてくれます。子どもたちの純粋な「気づき」は、ICT教育の一環として、在園児・保護者専用のページで共有して

います。子どもたちが自分で撮った写真に、何を見つけたのか、どう思ったのかなどを聞き取り、子ども自身の言葉での説明をつけて掲載しています。大人の目線では当たり前のことでも「びっくり」、「すごい」、「おもしろい」と素直に自然を賛美する姿や「なぜだろう」、「こうじゃないか」と予備知識や先入観がないからこそ、自分なりに解釈する姿があります。

◆森の環境

聖フランチェスコは「自然環境保護（エコロジー）の聖人」に指定されています。エコ及び持続可能な社会の実現が叫ばれる中、森での豊かな生活を続けていくために、子どもたちが「どうしたらいいかな」とルール作りをしています。次の日も気持ちよく遊べるように、遊びを継続してできるように、森の環境に感謝し、守っていけるように、具体的なルールを職員全体でも共有して掲げました。

森のお花や葉っぱ、枝は折って取りすぎない。穴は掘っていい場所だけに、虫などを捕まえたなら観察した後、いた場所に戻すなど、年長児は森の小さな管理人さんとなることで、自分たちの「森棟」を大切に思う気持ちが育っています。

◆キジのわな

森やその周辺にはたびたび野生のキジが現れて、それを子どもたちは窓から眺めていました。ある時、鳥獣を捕

らえるわなの存在を知った子どもたちは「キジさんを近くで見たい」、「キジさん わなで捕まえられるかな」と見様見真似でわなをしかけようと思いを膨らませていました（実際には捕まりません）。そんな折、保育者が「キジのかぞく」（福音館 2021）という絵本を読み聞かせました。丹念な取材によってキジの家族の絆を描いた作品です。するとある子どもが「やっぱキジを捕まえるのはやめよう」と言い出しました。「キジにもお父さんとか家族がいて、捕まえたらかわいそうだから」とのことでした。好奇心の中にも、思いやる気持ちが育っていたことに感動しました。また、私たちに思考と試行を巡らせる機会を与えてくれた幸福のキジに感謝しました。

◆幸福の青い鳥

メーテルリンクの「青い鳥」という童話では、チルチルとミチルという幼い兄妹が「幸福の青い鳥」を求めて冒険をします。結局青い鳥は家の鳥かごにいた、という所まではよく知られています。喜びもつかの間、青い鳥はバタバタと羽ばたいて、窓から空へ飛び立っていったのです。

そしてチルチルは鳥を見送り、幸せのために自分たちにも鳥がまた必要になるときのために、もし逃げた鳥が見つかった場合は返してもらえよう言います。

家の鳥かごに「青い鳥」がいたように、「森棟」での保育を始めてみてわかったことがあります。私たちは運良く「森」という素敵な環境に出会うことができました。そして確かに森と森の園舎が私たちにさらなる可能性を与えてくれました。しかしそれ以前から、保育者たちにも自然を意識し、子ども一人ひとりの個性や感性を大切にする保育がありました。私たちが自然を受け入れるように、子どもをそのまま受け止めて伸ばしていこうという風土です。「青い鳥」の続きで、鳥は飛んでいつてしまいましたが、これは「ホップ・ステップ・ジャンプ」と飛躍していく子どもたちのことだと思えます。私たちは子どもたちから日々たくさんの幸せをもらっています。しかしその子ども



キハダの根本に何かいるよ

もたちは一所にとどまっているのではなく、新たな幸せを誰かに与えに、広い世界に飛び立っていくのです。そして物語の結末のように、自分の中の「青い鳥」を解き放って冒険し、辛い時にはまた心に戻したり、人から受け取ったりして生きてゆくのでしょう。

◆はじめの一步の役割

園名変更や「森棟」建設に伴い、教育におけるはじめの一步の役割について改めて考えた令和の始まりでした。初めて出会う教育の場で、子どもたちには、自然を愛し、周りの環境を愛し、愛された経験をとくさんして欲しい、そして広い世界に羽ばたいて欲しいと願っています。

これからの時代の変化は予測し難く、子どもたちが大人になった頃には、今とは全く違う能力やリテラシーが求められるかもしれません。そんな時こそ、どんな環境でも自分らしくいられる、強い根っこが必要でしょう。初代園長ホップ神父様が蒔いた始まりの種が、今の園となったように、子どもたちの種も芽吹き、大きく根を張るように。天使の森ではじめの一步を大切にしていきたいです。

◆寄稿者紹介◆◆◆

平成25年より学校法人聖尚学園教諭
平成30年より保育教諭
平成31年より主幹保育教諭

令和4(2022)年度
私立大学・短期大学等入学志願動向

私学経営情報センター 私学情報室

はじめに

私学事業団では、「令和4年度学校法人基礎調査」のデータを基に、私立大学及び短期大学の入学志願動向を集計し、『令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向』にまとめました。お忙しい中「学校法人基礎調査」にご協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。報告書は、9月上旬に各学校法人に送付しています。

ここでは、3年度と4年度の入学定員・志願者数・入学定員充足率などの概況、学校所在地の地域別の動向、最近10年の入学定員充足状況について説明します。なお、本集計では、通信教育と学生募集を停止した学校・学部・学科・研究科は除いています。

詳しくは、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内〕経営支援・情報提供▼私立大学・短期大学等入学志願動向」をご覧ください。

●大学の概況(表1)

4年度の集計学校数は598校で、前年度より1校増加しました。入学定員は2857人増加しましたが、志願者数は1万2351人、受験者数は2万844人減少しました。また、入

表1 大学の概況

区 分	3年度	4年度	増 減
集計学校数(校)	597	598	1
入学定員(人)	495,162	498,019	2,857 (0.6%)
志願者数(人)	3,834,860	3,822,509	△12,351 (△0.3%)
受験者数(人)	3,663,960	3,643,116	△20,844 (△0.6%)
合格者数(人)	1,437,909	1,508,201	70,292 (4.9%)
入学者数(人)	494,208	502,199	7,991 (1.6%)
志願倍率(倍)	7.74	7.68	△0.06ポイント
合格率(%)	39.24	41.40	2.16ポイント
歩留率(%)	34.37	33.30	△1.07ポイント
入学定員充足率(%)	99.81	100.84	1.03ポイント

※志願倍率(志願者数÷入学定員)、合格率(合格者数÷受験者数)
歩留率(入学者数÷合格者数)、入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

学者数は7991人の増加となり、2年度以来2年ぶりに50万人を上回りました。

この結果、入学定員充足率は1・03ポイント上昇して100・84%となり、100%を上回りました。

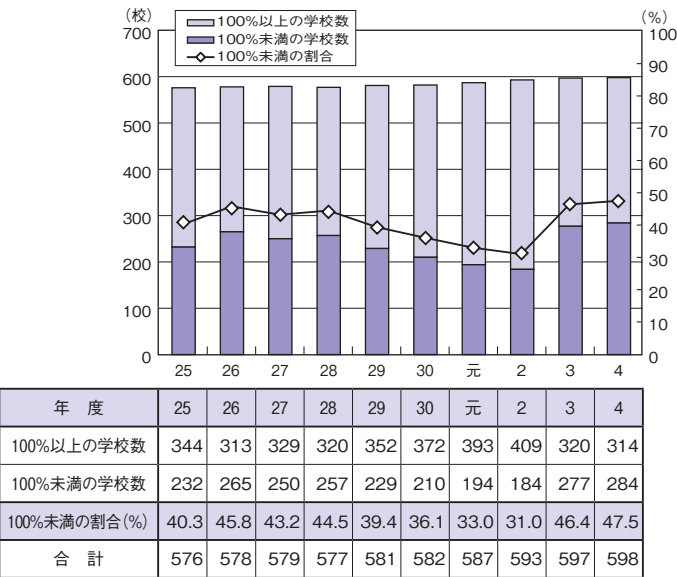
○地域別の動向(表2)

三大都市圏の入学定員充足率は、前年度より1・51ポイント上昇して102・06%、その他の地域では0・57ポイント下降して96・73%となり、前年度に引き続き、三大都市圏の充足率がその他の地域の充足率を上回りました。

表2 地域別の動向(大学)

区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
	校	校	倍	倍	%	%
北海道	24	24	3.36	3.59	100.54	102.19
東北 (宮城を除く)	22	22	2.34	2.36	94.25	91.71
宮 城	11	11	3.76	4.04	100.98	102.01
関東(埼玉、千葉、 東京、神奈川を除く)	24	25	4.40	4.09	104.56	99.49
埼 玉※	26	26	4.92	4.58	99.26	99.80
千 葉※	25	25	10.40	12.14	99.91	97.45
東 京※	117	117	9.18	9.03	100.80	103.44
神奈川※	25	25	6.04	5.96	99.41	100.33
甲信越	23	23	2.71	2.60	98.04	98.21
北 陸	13	13	4.94	4.82	97.65	97.84
東 海 (愛知を除く)	21	21	4.90	4.31	97.23	92.99
愛 知※	45	45	8.04	7.63	100.88	102.06
近畿(京都、大阪、 兵庫を除く)	15	15	4.19	4.41	93.54	90.45
京 都※	26	26	9.80	9.86	99.32	101.30
大 阪※	52	53	10.67	10.79	103.74	102.98
兵 庫※	29	28	6.29	6.04	96.01	96.89
中 国 (広島を除く)	22	21	3.04	2.87	87.91	87.37
広 島	14	14	4.57	4.09	96.62	95.46
四 国	9	9	2.63	2.71	87.21	89.83
九 州 (福岡を除く)	28	28	2.68	2.62	92.96	96.66
福 岡	26	27	6.73	6.62	100.57	99.77
合 計	597	598	7.74	7.68	99.81	100.84
三大都市圏 (※の地域)	345	345	8.81	8.75	100.55	102.06
その他の地域	252	253	4.18	4.08	97.30	96.73

図1 最近10年の入学定員充足状況(大学)



○地域別の動向（表4）
三大都市圏の入学定員充足率は、前年度より7.5ポイント下降して76.02%、その他の地域では2.71ポイント下降して78.99%となり、その他の地域の充足率が、三大都市圏の充足率を上回りました。

表3 短期大学の概況

区 分	3年度	4年度	増 減
集計学校数(校)	286	279	△7
入学定員(人)	52,242	50,857	△1,385 (△2.7%)
志願者数(人)	60,363	53,436	△6,927 (△11.5%)
受験者数(人)	58,331	51,779	△6,552 (△11.2%)
合格者数(人)	53,452	48,014	△5,438 (△10.2%)
入学者数(人)	43,132	39,461	△3,671 (△8.5%)
志願倍率(倍)	1.16	1.05	△0.11ポイント
合格率(%)	91.64	92.73	1.09ポイント
歩留率(%)	80.69	82.19	1.50ポイント
入学定員充足率(%)	82.56	77.59	△4.97ポイント

※志願倍率(志願者数÷入学定員)、合格率(合格者数÷受験者数)
歩留率(入学者数÷合格者数)、入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

●短期大学の概況（表3）
4年度の集計学校数は279校で、前年度より7校減少しました。入学定員は13,855人、志願者数は69,271人、受験者数は58,331人減少しました。また、入学者数は39,461人の減少となりました。
入学定員の減少幅よりも入学者数の減少幅が大きかったため、入学定員充足率は4.97ポイント下降し、77.59%となりました。

○入学定員充足状況（図2）
最近10年の状況を見ると、平成25年度の入学定員充足率100%未満の学校は198校で、全体の61.1%でした。その後、100%未満の学校数は増減を繰り返して、4年度は前年度と同数の239校となりました。また、全体に占める割合は学校数が7校減少したため、2.1ポイント上昇し、85.7%となりました。

図2 最近10年の入学定員充足状況（短期大学）

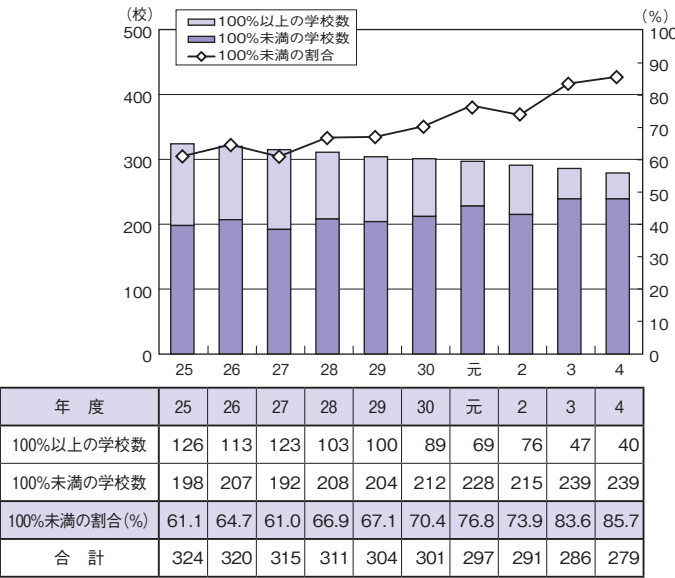


表4 地域別の動向（短期大学）

区 分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
北海道	14校	13校	1.06倍	0.98倍	75.03%	71.31%
東北 (宮城を除く)	17	17	0.84	0.85	75.39	75.28
宮 城	5	5	1.34	1.17	100.40	91.57
関東(埼玉、千葉、 東京、神奈川を除く)	16	15	0.96	0.89	77.04	74.30
埼 玉※	11	11	0.93	0.86	83.95	79.71
千 葉※	8	8	1.04	0.96	92.48	87.23
東 京※	34	33	1.30	1.12	81.53	73.78
神奈川※	11	11	1.09	0.93	86.26	77.86
甲信越	15	15	0.96	0.95	85.30	82.49
北 陸	7	7	1.29	1.31	86.06	85.69
東 海 (愛知を除く)	15	15	1.17	0.95	92.16	83.07
愛 知※	17	16	1.26	0.94	79.95	69.51
近畿(京都、大阪、 兵庫を除く)	7	7	1.23	1.55	89.53	91.22
京 都※	9	9	1.25	1.21	80.06	78.31
大 阪※	21	20	1.29	1.14	89.86	79.50
兵 庫※	15	14	1.89	1.64	74.81	69.96
中 国 (広島を除く)	13	13	1.01	0.96	77.08	75.20
広 島	4	4	1.06	0.97	87.47	82.66
四 国	11	11	0.89	0.81	72.06	67.37
九 州 (福岡を除く)	18	18	1.00	0.97	81.16	79.47
福 岡	18	17	1.03	1.01	79.62	79.32
合 計	286	279	1.16	1.05	82.56	77.59
三大都市圏 (※の地域)	126	122	1.28	1.11	83.52	76.02
その他の地域	160	157	1.04	1.00	81.70	78.99

表5 大学院の概況

区 分	修士課程及び 博士前期課程 専門職学位課程	うち法科 大学院		博士課程及び 博士後期課程
		うち法科 大学院	うち専門職大 学院(法科大 学院を除く)	
集計学校数(校)	470	18	38	322
入学定員(人)	42,936	1,182	4,210	8,549
志願者数(人)	63,625	5,963	7,644	5,141
受験者数(人)	60,312	5,468	7,418	5,052
合格者数(人)	39,271	2,348	4,829	4,258
入学者数(人)	33,862	946	4,367	4,078
志願倍率(倍)	1.48	5.04	1.82	0.60
合格率(%)	65.11	42.94	65.10	84.28
歩留率(%)	86.23	40.29	90.43	95.77
入学定員充足率(%)	78.87	80.03	103.73	47.70

※志願倍率(志願者数÷入学定員)、合格率(合格者数÷受験者数)
歩留率(入学者数÷合格者数)、入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

●大学院の概況（表5）
大学院の概況は、表5のとおりです。

令和4年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点等について

助成部 補助金課

一般補助

■情報の公表の実施状況

○耐震化完了計画の公表基準日【変更】

情報の公表の項目のうち、「校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画」について、令和3年度は耐震化完了計画を年度内に公表する見込みであっても対象としていましたが、4年度は当該年度の10月1日が公表の基準日となります。

■教育の質に係る客観的指標

○主な基準時点【変更】

2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の対応等の影響を鑑み、主な基準時点を1か月延長し、10月31日としていましたが、4年度は従前に戻り、10月1日時点となります。

○卒業生のキャリア（就職・進学等）

の状況の把握と教育活動等の改善

【新規の設問】

卒業生のキャリア（就職・進学）の状況等に関する調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表するとともに、調査結果等を教育活動等の改善に反映させるしくみを評価します。

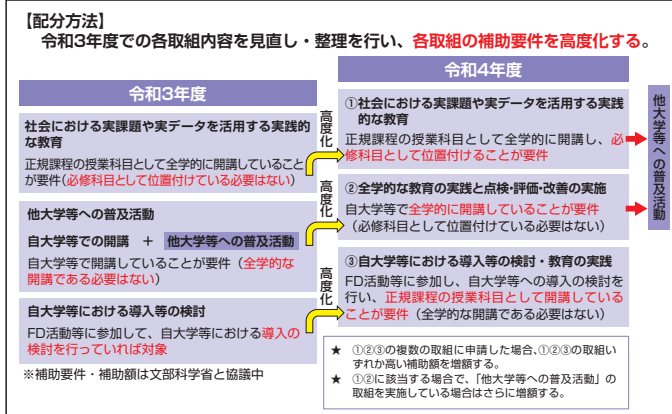
特別補助

【I 成長力強化に貢献する質の高い教育】

■私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実【変更】

令和3年度の各取組内容を見直し、整理を行い、各取組の補助要件を高度化します。（図1）

図1 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実



■教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む私立大学等の支援【新規の項目】

18歳人口の減少やグローバル化の進展など、高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、学修者や社会のニーズは多様化・複雑化・流動化しています。このような状況の中、大学の枠を超えた緊密な連携の下、複数大学等によるソフト・ハード両面の資源の共有と効果的・効率的な活用等により、教育研究機能を拡充し、社会への更なる貢献に取り組む大学等のグループを支援します。

次の各取組を実施する大学等について、取組内容に応じ増額します。

①大学等連携推進法人制度による高度な連携による取組

・大学等連携推進法人制度を活用した、中長期的かつ継続的な教学面・大学運営面の連携強化に資する取組で、大学間協定によりそれが明確化されている大学等を支援します（1グループ当たり5000万円程度を予定）。

②大学等間の連携等による教育の質の向上、効果的・効率的な運営等の取組

・少数の大学が緊密かつ強固な連携により、教学面または大学運営面の連携強化に資する取組で、連携大学同士で、連携推進に係る協定等が締結されている大学等を支援します（1

グループ当たり1000万円程度を予定）。

【IV 大学院の機能の高度化】

■大学院における研究の充実【変更】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、大学等の教授等（学長、副学長及び教授）及び准教授に占める女性の割合を令和7年までにそれぞれ引き上げる目標（教授等23%、准教授30%）が掲げられており、教授等への女性登用の推進に取り組む大学を支援します。

次の①及び②に該当する場合、配分基準別記8の調整率を算定する表において1点を加算します（補助要件・調整率は文部科学省と協議中）。

①学長・副学長・教授 23%以上
②准教授 30%以上

私立大学等改革総合支援事業

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

【各タイプの選定予定校数】

■タイプ1『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開（105校程度）

・「Society5.0」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進します。

・入学者選抜の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援します。

■タイプ2「特色ある高度な研究の展開」 (45校程度)

・研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進します。

■タイプ3「地域社会の発展への貢献」 (165校程度)

・地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援します。

・大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援します
(20〜40グループ)。

■タイプ4「社会実装の推進」 (80校程度)

・産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技

術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。

【主な変更点】

・令和3年度において実施率の高かった設問等については、配点の見直し、内容や選択肢の高度化あるいは廃止を行いました。

・「大学入試のあり方に関する検討会議 提言（令和3年7月8日）」を踏まえ、設問の見直し及び新規設問を設定しました（タイプ1）。
・教育未来創造会議や中央教育審議会の議論、政府施策の動向等を踏まえ新規設問を設定しました。
・採択校の固定化を緩和し、昨年度からの伸び率を評価する設問を導入しました（タイプ2〜4）。
※タイプ1は3年度に導入

【新規の設問】

■タイプ1

○学修歴証明のデジタル化

卒業証明書・成績証明書等をデジタル形式で発行する取組を評価します。

○総合的な英語力の評価

入学者選抜において、4技能（読む、書く、聞く、話す）の総合的な英語力の評価を行う取組を評価します。

○多様な背景を持った学生の受け入れへの配慮

入学者選抜において、性別、年齢、

国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮した選抜を行うとともに、当該選抜の目的、評価する能力、期待する成果・効果及び実施する合理的な理由を公表し、多様な背景を持った学生にに応じた入学後の学びを支援する体制を評価します。

■タイプ2

○研究力向上に係る学内計画の策定

大学等の強みや特色を伸ばす戦略的経営の展開に向け、学長を中心とした全学的な学内体制において、大学等の研究、人材育成、社会実装機能の強化のため、地方自治体や産業界等からの意見聴取を行ったうえで、ア〜エの事項を含む全学の研究力向上に係る学内計画を策定する取組を評価します。

ア 大学等のミッション・建学の精神等に基づき大学等の強みや特色を特定し、それを伸長させる具体的な計画

イ 人材活用に係る数値指標

ウ リサーチアドミニストレータ等の専門人材等の確保

エ 研究DX及び研究設備・機器の共用体制の構築を含む研究環境の改善

○RA経費の支出ルール策定

博士課程（前後期の区分がある場合は博士後期課程）学生に対するリサーチアシスタント（RA）として

の適切な水準での給与支給を推進すべく、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出ルールを策定する取組を評価します。

○ポスドク能力開発及びキャリアパス支援

ポスドクを対象として、研究者としてのキャリア開発に必要な能力開発の機会またはキャリアパスに関する相談・支援の機会の提供、もしくはこれらの機会に関する情報提供を組織的に行う取組を評価します。

■タイプ3（プラットフォーム型）

○地域の声を把握する取組

プラットフォームの活動等について、幅広い地域社会の意見を反映させるため、地域住民等からの意見募集等、地域の声を把握する取組を評価します。

■タイプ4

○研究内容の公表及びマッチングの実施

産業界等の事業ニーズとのマッチングのために、大学等の研究内容を技術シーズとして公表、また技術シーズと事業ニーズをマッチングする体制を評価します。

私立大学等経常費補助金Q&A

学校法人から補助金課に寄せられた質問を
Q&A形式でご紹介します

助成部 補助金課

掲載の内容は、質問が多かった事項について記載しています。調査票の作成に当たっては、必ず調査票に係る記入要領等をご確認ください。

一般補助

「授業目的公衆送信補償金経費調査票」

Q 大学院の授業でも授業目的公衆送信を行います、大学院生に係る補償金も対象となりますか。

A 「令和4年度 学生定員・現員調査票」の現員数に含まれる大学院生に係る補償金であれば、対象となります。ただし、専攻の基礎となる学部・学科が補助金の対象とならない研究科に係る人数、所要経費は除外します。

Q 指定管理団体への支出について、本学では管理経費として経理処理しました。管理経費であっても所要経費に計上できますか。

A 計上できません。（大科目）教育研究経費として経理処理された指定管理団体への支出が対象となります。

お、小科目については各大学等の経理規程等に基づいて判断してください。

「情報の公表に係る調査票」

Q 「教育研究上の基礎的な情報」のうち、「校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画」については、いつまでに公表すればよいですか。

A 令和4年10月1日時点で公表されている必要があります。

3年度は耐震化完了計画を年度内に公表する見込みであっても対象としていましたが、4年度は当該年度の10月1日が公表の基準日となりましたのでご注意ください。

Q 「教育研究上の基礎的な情報」のうち、「役員等名簿、役員報酬等基準」について、どのような内容を公表すればよいですか。

A 私立学校法第四十七条、同法第六十三条の二第二項第三号及び第四号で求められている内容を公表してください。「役員等名簿」の「役員等」とは、理事・監事・評議員を示します。

特別補助

「私立大学等授業料減免等支援（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）」

Q 高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」といいます。）の対象となる学生は申請できないのでしょうか。

A 新制度の対象となる学生であっても、新制度以外の給付事業や利子負担事業の対象となっている場合は申請することができません。

Q 家計基準について、主たる家計支持者に給与所得とそれ以外の所得の両方がある場合は、どのように判断すればよいですか。

A 給与所得とそれ以外の所得を合計し、給与所得者の要件である841万円以下であれば、申請の対象となります。ただし、給与所得以外の所得が、355万円を超えている場合は、申請できません。

Q 給付事業について、全員の学生に対して通信費として一定額給付していますが対象となりますか。

A 全学生に対する通信費への一定額給付は対象になりません。

ルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難となった学生に対して授業料等（授業料収入、施設設備資金収入等、学生生徒等納付金収入に計上すべき収入科目の範囲内）を減免する、または授業料等に対応する奨学金等を支給する事業が対象になります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

私立大学等改革総合支援事業

補助金第一係

☎ 03（3230）

7300～7302

一般補助

補助金総括係

☎ 03（3230）

7298・7299

補助金第二係

☎ 03（3230）

7304～7307・7324

特別補助

特別補助第一係

☎ 03（3230）

7308・7309

特別補助第二係

☎ 03（3230）

7312～7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

令和5年1月から被扶養者認定申請書にかかる 添付書類が一部省略できます

業務部 資格課

本誌6月号でお知らせしたとおり、

令和5年1月から、住民票及び所得や雇用保険に関する情報については、マイナンバーによる他機関との情報連携を利用した確認事務を実施することにより、添付書類が一部省略可能となります。他機関との情報連携を利用することで、私学事業団で行っている被扶養者認定にかかる審査事務の手順が大きく変わります。この事務処理の変更に伴い、「被扶養者認定申請書」（以下「申請書」といいます）は、情報連携の利用に対応した書式に変更します。

●省略できる添付書類

- ・住民票
- ・所得証明書（非課税証明書）
- ・雇用保険に関する書類（離職票）

注1 住民票は世帯主が加入者である場合に限りです。また、住民票で確認できない事項は、現行どおり戸籍謄本等が必要となります。

注2 所得証明書（非課税証明書）による年間収入の確認は、過去3年間無収入であった人に限ります。そうでない場合は、現行どおり勤務先等が証明する「年収見込証明書」等が必要です。

●「申請書」の書式変更

5年1月から情報連携に対応した書式に変わります。主な変更点は次のとおりです。

- ・現行の複写式は廃止し、私学共済ホームページからのダウンロードができるようになります。
- ・マイナンバーによる個別での確認・管理を要するため、申請書1枚につき被扶養者1名のみの記入となります。

・対象者の所得の確認を所得証明書（非課税証明書）により行う際に、現住所と当年1月1日時点の住所が異なる場合は、現住所の他、当年1月1日時点の住所も記入する欄を新しく設けています。

●新しい「申請書」の発送

5年1月以降に提出する申請書は、新用紙を使用してください。

新用紙は、4年12月に各学校法人等宛てに学種に応じた部数を設定し、送付する予定です。

また、この送付に合わせて、私学共済ホームページの様式用紙等のダウンロードページにも掲載する予定です。

【新しい「申請書」のイメージ】

被扶養者認定申請書		※審査		※確認	
下記のとおり申請します。 令和 年 月 日					
下記申請は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日					
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿					
学校法人等所在地 郵便番号(113 - 8441) 東京都文京区湯島1-7-5					
学校法人等名 湯島大学					
代表者名 理事長 湯島 太郎					
事務連絡先電話番号(必ず記入してください)		市外局番 局番 番号		担当者氏名 資格	
03 (3813)		5 3 2 1		資格 一子	
(注)任意継続加入者は上の欄に本人の住所・氏名等を記入してください。					
21160	加入者番号	加入者氏名		生年月日	加入者の年間収入
1 3 A 9 9 9 9 9 9 9 9	私学 五郎	シカ ク Δ コ ヲ ロウ		0 2 1 0 0 5	320万 円
46	対象者氏名	生年月日		続柄(該当箇所を○で囲んでください)	
01	私学 Δ ヲ シ	0 5 0 2 2 2		妻 夫 夫(再婚) 子(再婚) 父 母 その他()	
46	マイナンバー	配偶者の基礎年金番号		※認定年月日	
02	1 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1 9 9 9 9 9 9 9 9 9		5 年 月 日	
現住所 郵便番号 プリガ サイタマ ト 市 区 町 丁目 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					
3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 市 区 町 丁目 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					
加入者と同居(別居) (該当箇所を○で囲んでください)					
別居の場合: (仕送り 有・無)					
46	認定対象者情報	加入者の勤務先から扶養手当支給の有無を○で囲んでください		加入者の勤労先から扶養手当支給の有無を○で囲んでください	
03	当年(事由発生時)1月1日時点の住所(上記現住所と同一であれば記入不要)	有 5千 円		無 (必ずいずれかを○で囲んでください)	
被扶養者の要件を備えるに至った理由及び年月日(該当する理由を○で囲み、右に事由発生日を記入してください)					
・加入者の就職・出生(婚姻)・被扶養者の離職・収入減少・解散・廃業・雇用保険受給終了・離婚・扶養替え・国内居住・保険の切替(任意継続喪失・国保からの切替)					
・その他(具体的に:)					
認定対象者の年収見込み額(80万 円)(1年分の収入についての合計額を記入してください)					
内訳(上記の収入の内訳で下記の該当するものを○で囲んでください)					
・給与収入 ・業、事業所得 ・不動産、配当等 ・傷病手当金 ・雇用保険受給(失業給付・育児休業給付金) ・年金収入(老齢・遺族・障害・企業年金等) ・その他(具体的に:)					
・60歳以上で年金を受給していない人はその理由()					
・60歳未満で障害の状態にある又は配偶者等が死亡しているが、障害や遺族の年金を受給していない人はその理由()					
加入者が扶養する理由(認定対象者の状況、加入者以外の扶養義務者が扶養できない理由等を記載してください)					
・加入者以外の扶養義務者の有無(対象者からみた続柄を○で囲んでください)					
有: 配偶者・父・母・子(成人した生活能力のある者)・その他()					
無: 死別・離別等具体的に記載してください。()					
1. ※欄は記入しないでください。					
2. 配偶者住所・マイナンバーは必ず記入してください。					
※発行年月日 令和 年 月 日					

令和4年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）

企画室

退職等年金給付とは

退職等年金給付は、加入者と学校法人等が折半で掛金を負担する積立方式の年金制度です。

具体的には、退職等年金給付掛金を負担することにより積み立てられた財源とこれに対する毎月の利子（基準利率に基づく複利）を原資（※1）とし、その原資と年金現価率（※2）に基づき年金額が決められます（図参照）。

※1 原資（給付算定基礎額）の半分を終身退職年金算定基礎額、半分を有期退職年金算定基礎額といえます。

※2 給付算定基礎額を1年分の年金額に換算するための率で、終身年金現価率と有期年金現価率があります。

基準利率等の設定方法

毎年10月から適用する基準利率は、その年の9月30日までに見直しを行い、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平

均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見直し並びに国家公務員共済組合の基準利率を勘案して設定することとされています。また、年金現価率は、基準利率や死亡率等を勘案し、設定されることとなっています。

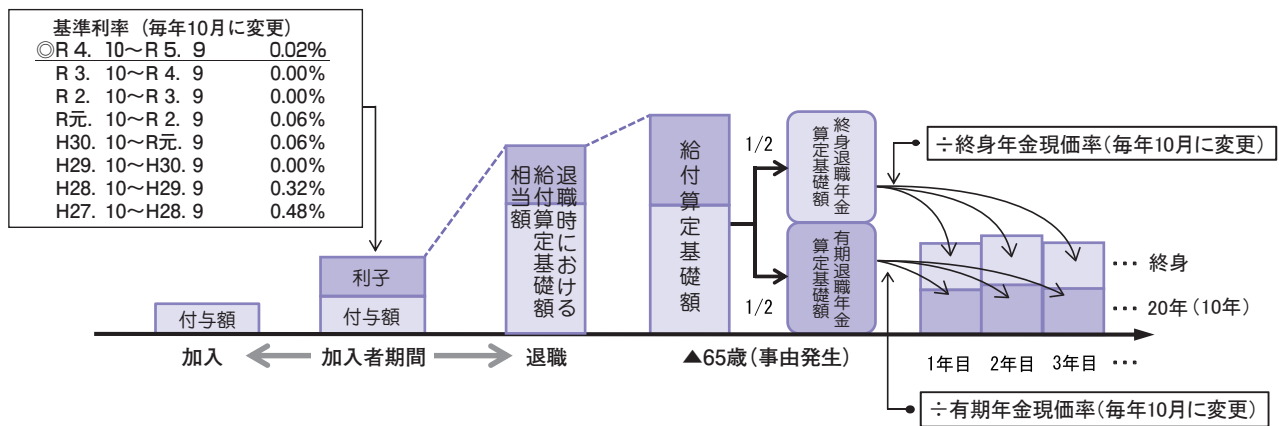
4年10月からの基準利率は0・02%

4年10月から適用する基準利率は、基礎となる国債の利回りが0・0284%であったことを踏まえ、これまでの0%から0・02%に見直されました。また、基準利率の見直しに伴い、年金現価率も変更されました。

年金現価率は、私学共済ホームページ「年金等給付▼年金等給付の概要▼退職等年金給付」をご覧ください。

見直し後の年金現価率による4年10月からの退職年金の額は、対象者宛てに改定通知書を送付します。改定通知書は11月中旬に発送する予定です。

図 退職等年金給付の運営イメージ



私学共済ホームページ
リニューアルのお知らせ

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページは、令和4年11月中旬にリニューアル公開を予定しています。

現在の事業別の案内に加え、ユーザー名・パスワードの入力が必要だったログインページを廃止して、新たに事務担当者・加入者・年金受給者を対象とした利用者別ページを設置します。

また、問い合わせの多い情報や利用頻度の高い情報等にアクセスしやすく、より利便性の高いホームページとなるよう準備しています。リニューアル後も引き続きご利用ください。

詳細は、広報誌や私学共済ホームページでお知らせします。

なお、リニューアルに伴い、URL等が変更となりますが、当面の間は旧URLからでもご利用いただけます。

私学共済ホームページ新URL

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

注 お気に入りやブックマークなどに登録している場合は、お手数ですが、リニューアル後に設定の変更をお願いします。

令和4年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集

福祉部 貯金・貸付課

募集期間 令和4年11月1日(火)～30日(水) 私学事業団必着

積立共済年金(つみきょう) ～ゆとりあるセカンドライフのために～



- 年金にプラスアルファがあったら
- 日常の生活費は大丈夫かしら

そんなあなたに



積立共済年金がおすすめ

- 積立金を年金や一時金として受け取れます
- 予定利率は約 1.25%
令和4年10月1日現在(将来変動することがあります)
- 掛金は月々 2,000 円(2口)～
- 所得控除が受けられます

問い合わせ先

私学事業団貯金・貸付課貯金係 ☎03 (3813) 5321 (代表)
月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます) 9時～17時15分

税制適格コース

- 満 65 歳までに 10 年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)時、年金・一時金を選択
- 個人年金保険料控除の対象

自由選択コース

- 満 65 歳までに 2 年以上掛金を積み立て
- 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金から複数選択可能
- 一般の生命保険料控除の対象

▶両コースとも積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができます。

募集リーフレットは、10月下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。



共済定期保険(きょうさいていき) ～自助努力による保障づくりをサポート～



- 家族みんなで加入したいけどどの保険に入ればいいのか分からない
- 手頃な保険料で入れる保険があったら

そんなあなたに



共済定期保険がおすすめ

- 入院、手術、3大疾病、長期休業及び死亡を保障(保険料掛け捨て)
- 加入手続きが簡単で、手頃な保険料
- 1年ごとに収支計算し、剰余金があれば、**配当金として還付**
【令和3年度配当率】
家族年金コース・学校加入コース **50.11%**
医療保障コース **48.38%**

問い合わせ先

共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120 (716) 267
月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます) 9時～17時15分

家族年金コース(基本コース)

死亡又は高度障害に対応

- 医療保障コース
病気やケガによる連続5日以上入院に対応
- 医療費支援コース
病気やケガによる日帰り入院に対応
- 3大疾病保障コース
がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、7大疾病や上皮内新生物にも対応
- 長期休業補償コース
病気やケガによる60日(免責期間)を超える休業期間に対応

家族年金コース加入が条件

学校加入コース 福利厚生制度におすすめ

学校法人等が保険料を負担し、加入者への福利厚生として死亡又は高度障害に対応



募集パンフレットは、10月下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。

※より詳しく知りたい教職員を対象に学校を訪問して説明を行います。ご希望の場合は貯金・貸付課貯金係までお申し出ください。

ポイント

- 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類も必要です（Q3のA「子どもが18歳以上の場合」及び（注）参照）。
- 収入逆転による扶養替えでは、原則、認定年月日は私学事業団で申請を受理した日（又は発信日）となります。私学事業団で認定を受けてから、速やかに配偶者の健康保険に被扶養者の取り消しを申請してください。

Q3 離婚をしたため、夫の被扶養者となっていた子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A 子どもが18歳未満であれば親権を持つ親に扶養の優先権があるとみなします。親権を持っていれば加入者の被扶養者に扶養替えをすることができます。添付書類は次のとおりです。

子どもの年齢	添付書類	内 容	5年1月以降省略の可否
18歳未満の場合	子どもの戸籍謄本	続柄及び生年月日、親権者の氏名及び親権を得た日を確認します（住民票は不可）。	省略不可
18歳以上の場合	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します *加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	省略不可 *子どもと加入者が同じ戸籍の場合は、加入者の戸籍謄本のみで可
	②加入者の戸籍謄本又は抄本	子どもが18歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍謄本又は抄本で離婚日を確認します。	
	③子どもの収入を確認する書類 ・無収入の学生の場合→在学証明書（ただし、22歳以上の者、大学院生、夜間部、通信教育課程の場合は不可）又は過去3年間無収入の場合は所得（非課税）証明書 ・アルバイト等の収入がある場合→アルバイト先等が証明する年収見込証明書		省略不可 ただし、過去3年間無収入の場合は所得証明書（非課税証明書）を省略可

Q4 夫が退職したため、夫の被扶養者となっていた大学生の子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。子どもは21歳で、アルバイトをしています。

A 配偶者の退職によって扶養替えをする場合は、配偶者の退職を証明する書類により扶養替えができます。ただし、子どもは18歳以上で収入があるので、収入を確認する書類が必要です。

添付書類	内 容	5年1月以降省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します *加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用できる場合は省略可
②子どものアルバイト先が証明する年収見込証明書	22歳未満であってもアルバイト収入があるので、在学証明書は不可。アルバイト先が証明する年収見込証明書で130万円未満であることを確認します。	省略不可
③夫の退職証明書（原本）又は離職票の写し	夫の退職年月日を確認します。	省略不可

（注） 子どもの収入を確認する書類については、「事務の手引 令和4年版」125頁「被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例）」を参照してください。
なお、被扶養者の基本的な事項は「事務の手引 令和4年版」105頁又は私学共済ホームページを参照してください。

ここに掲載した添付書類で確認できない事項がある場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

※本誌11月号、12月号にも被扶養者認定申請事例を掲載する予定です。

被扶養者認定申請事例（子どもの認定）

業務部 資格課

被扶養者の認定申請は、新たに加入者となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき、又は新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときから30日以内に私学事業団に申請してください。30日以内に提出がないときは、その届け出を私学事業団で受理した日（又は発信日）が認定年月日となります。

今回は、子どもの認定について説明します。

なお、令和5年1月から、認定対象者のマイナンバーを利用した他機関との情報連携により添付書類の一部が省略できるようになります。事例の「5年1月以降省略の可否」欄を参考にしてください。

【省略できる添付書類】

- ・住民票※加入者が世帯主の場合に限る
- ・所得証明書（非課税証明書）※過去3年間無収入の場合に限る
- ・雇用保険に関する書類（離職票）

Q1 子どもが生まれたので私の被扶養者として認定申請ができますか。また、必要な書類は何ですか。なお、配偶者もサラリーマンで被用者保険に加入しています。

A 加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多い、又は同程度（差額が1割以内の範囲）であれば、認定できます。添付書類は次のとおりです。

添付書類	内 容	5年1月以降省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します ※加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用できる場合は省略可
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照） ※被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入推計額」欄に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。	省略不可 ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）

ポイント

- 1 加入者の勤務先から扶養手当が支給される場合は、加入者と配偶者の収入比較は必要ありません。②の書類は添付不要となります。扶養手当が支給されている場合は、被扶養者認定申請書の「扶養手当」欄を必ず記入してください。
- 2 配偶者が前年の途中で就職や転職している場合など、源泉徴収票や所得証明書等で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、現在の勤務先が証明する年収見込証明書を提出してください。なお、育児休業等により休業し報酬が減額又は無給となっても、休業しなかったとしたら得られる報酬で収入比較しますので、休業しなかったと仮定した状態の年収見込証明書が必要です。
- 3 戸籍謄本等に代えて市区町村が発行する出生届受理証明書（原本）を添付することができます。なお、母子手帳の写しでは代用できません。

Q2 昇任して私の収入が増えたので、夫の被扶養者になっている子ども（18歳未満）を私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A 加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもは、加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。添付書類は次のとおりです。

添付書類	内 容	5年1月以降省略の可否
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します ※加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの	住民票で代用できる場合は省略可
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照） ※被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入推計額」欄に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。	省略不可 ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元に用意してください。

年末調整用証明書の送付

●積立共済年金加入者

10月下旬までに、生命保険料控除のための証明書（個人年金用・一般生命保険用）を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付します。

なお、令和4年10月1日付け新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。

●共済定期保険加入者

10月中旬以降に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。

●住宅貸付借受人

令和3年12月までに住宅貸付の借入れをした人の「住宅借入金等特別控除」にかかる令和4年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。

※4年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、5年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貯金・貸付課】

●任意継続加入者

令和4年10月中旬までに任意継続掛金の納付が確認できた人には、「令和4年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

【業務部 掛金課】

レターデジタル版をご利用ください

レターデジタル版は、ホームページ上で実際に冊子をめくるイメージで閲覧でき、検索機能やリンク機能が付いており、利便性に優れています。

外出先でも手軽に閲覧できますので、ぜひ加入者への周知をお願いします。

私学共済ホームページ〔トップページ〕の「レター」アイコンをクリックして閲覧することができます。

※閲覧には加入者用ページのユーザー名とパスワードを入力してログインしてください。ユーザー名とパスワードはINFORMATION右上又は「私学共済ブック[2022・2023]」215頁をご覧ください。

【広報相談センター 広報班】

積立貯金後期申し込み締め切り
及び残高通知書等の送付

- 積立貯金の後期加入申し込みの締め切りは10月25日（火）（私学事業団必着）です。加入・変更・中断の復活を希望する場合は早めに申し込んでください。
- 「積立貯金決算明細書」は9月下旬から10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬から下旬に、学校法人等宛てに送付します。「積立貯金残高通知書」は加入者に配付してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

貸付けの申込締め切り日に
注意してください

11月2日（水）送金分は10月14日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

10月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 9月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 9月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 10月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(月)	貸付 11月22日送金申し込み締め切り 掛金等 9月調定分納期限

11月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 10月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和4年10月は、「令和4年度教員経費に係る調査票」、「令和4年度学生経費に係る調査票」、「令和4年度認証評価経費調査票」等について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7298~7314・7324

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

この研修制度は、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実に資するための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的としています。

令和5年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定です。

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

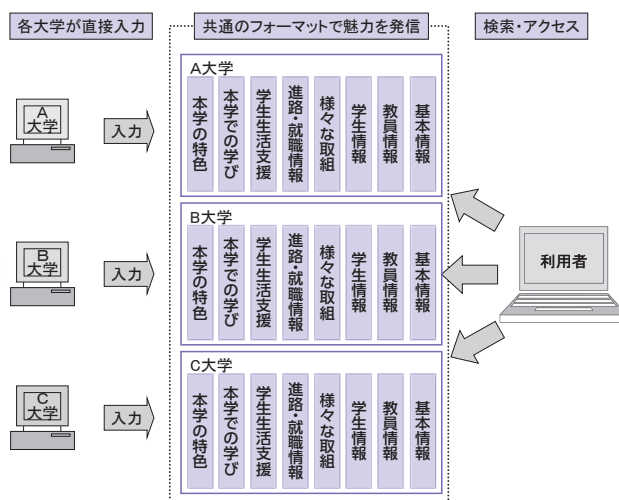
【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

高校生のキャリア教育や進路選択支援に「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」とは、参加する大学・短期大学(以下「大学等」といいます)が、自ら入力した特色や取り組みなどの信頼できる情報を、高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた国公私共通のウェブサイトです。令和4年8月1日現在、全国の9割を超える1,057校の国公立私立大学等が「大学ポートレート」に参加しています。



この「大学ポートレート」には、私立大学等の情報を閲覧することができる「大学ポートレート(私学版)」があり、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報のほか、私立大学等の特色や魅力などがわかる教育情報を「キャリア教育」や「学費負担の軽減」など59種類の「取組」に分類して掲載しています。

さらに、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」の項目があり、入試情報やオープンキャンパスなどのイベント情報も見ることができます。

また、特定の大学等を抽出するために、学校名や学校所在地のほか、興味のあるキーワード、学問領域、取得可能な資格等から検索できる機能もあります。

「大学ポートレート」は、生徒の好きな学びややりたい職業を目指せる大学等を偏差値によらず見つけることができるようになっていきます。ぜひ、キャリア教育や進路選択支援のツールとして「大学ポートレート」をご活用ください。

大学ポートレート <https://portraits.niad.ac.jp/>

大学ポートレート(私学版)

<https://up-j.shigaku.go.jp/> 又は下記二次元コードを参照



【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

Eメール portrait@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内



加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
Gp 札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311(代表)
JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com>

札幌たびストーリー



デラックスツインルーム

1泊朝食付(2名1室/1名様) 5,250円

トリプルルーム(ソファベッド1台使用)

1泊朝食付(3名1室/1名様) 4,500円

取扱期間: 令和4年10月1日~5年3月31日

(2月4日~11日・ホテル指定日を除きます)

特典: アーリーチェックイン12時・レイトチェックアウト12時、
10階以上・北海道庁向きのお部屋、
道内の温泉の入浴剤をプレゼント、未就学児の添い寝無料



デラックスツインルーム

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
JR「金沢」駅兼六園口(東口)から北鉄バス「南町・尾山神社」下車、徒歩3分

加賀会席プラン「花の膳」

ひがし茶屋街そばの料亭で夕食を楽しむ

1泊2食(2名1室/1名様) 17,800円

取扱期間: 令和5年3月31日まで(火曜日を除きます)

※1名1室でご利用の場合、1,000円の割り増しとなります。

※料亭「加賀料理 秋月」への送迎車は相乗りとなります。

※朝食は兼六荘でご用意します。

※金沢市宿泊税200円を含みます。



花の膳 (イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**

園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%

→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利 (令和4年9月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.20	年% 0.90	年% 0.50	年% 0.43
寄宿舎などの建築・用地取得	1.30	1.00	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.31

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864, 7866~7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp